

意見の概要および市の考え方

いただいた意見の概要およびそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

No	意見の概要	意見数	市の考え方
1	<p>「彦根市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」では「計画明示型地区計画」に該当すると思われる。集いのエリアは本基準に合致しているか。</p> <p>「建築物の用途の制限」では、「商業地域の場合一団の土地の区域における床面積の合計は、10,000㎡まで」とあるが、本条例ではその記述がないため、整合がとれていないのではないか。</p>	1	<p>床面積の合計が10,000㎡を超える店舗については、集いのエリアの面積や建築物の高さの最高限度などから将来にわたり立地される可能性は低いが、明確に示すことも必要と考え、本条例第4条の「建築物の用途の制限」に追記する。併せて、都市計画案の「建築物の用途の制限」にも追記する。</p>